

福祉施策審議会 答申書

平成 28 年 5 月 26 日
羽村市福祉施策審議会

時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について
(答 申)

本審議会は、平成 27 年 11 月 2 日に貴職から諮問された「時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策」について、4 回にわたり慎重に審議してまいりましたが、諮問された内容について結論を得ましたので、別紙のとおり答申します。

平成 28 年 5 月 26 日

羽村市長 並 木 心 様

羽村市福祉施策審議会
会 長 川村 孝俊

副会長 志田 保夫
委員 阿部 啓一
池田 和生
石川 美紀
井上 克巳
岡 誠
栗原 悦男
関口 勝
高橋 英保
田口 尚子
橋本 久美子
藤谷 文康
堀 茂子
堀内 政樹
(五十音順)

目 次

I	はじめに	1	
II	審議事項について	2	
III	各福祉施策の現状と課題	3	
IV	結論		
1	敬老のつどいについて	5	
2	敬老祝金について	5	
3	ひとり暮らし高齢者施策について	5	
4	難病患者福祉手当について	6	
資料編			
・ 施策資料			
(1)	敬老のつどい資料	9	
(2)	敬老祝金資料	15	
(3)	ひとり暮らし高齢者施策資料	25	
(4)	難病患者福祉手当資料	79	
・ 審議会の開催経過			99
・ 福祉施策審議会委員名簿			100
・ 羽村市福祉施策審議会条例			101

I はじめに

本審議会は、市長から「時代の変化に的確に対応した羽村市の福祉施策について」を諮問されました。

高齢化が急激に進展しているわが国では、今後、地域社会の成熟化や本格的な超高齢社会の到来に備え、高齢者や障害者も住み慣れた地域で安心してともに暮らせるよう、人口構造の変化に対応した社会の実現が求められています。

国の福祉施策においても、介護保険法の改正や障害者総合支援法の制定などで、地域包括ケアによる、高齢者の包括的な支援体制の強化や、障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重し地域社会で共生の実現を図っていくことを大きなテーマとしています。

しかしながら、少子高齢化による家庭、地域生活の変化などにより、福祉サービスに対する需要は増大する一方です。将来にわたり持続可能で、安定的・効果的に福祉施策を進めていくためには検討を要する施策もあります。

こうした認識に立ち、本審議会は高齢者福祉施策、障害者福祉施策のうち市独自の施策の中で、社会状況の変化に適応しているか検討が必要と思われる事業等について、現状分析を行うとともに課題や今後の方向性を審議しました。

本審議会においては、これらのことを踏まえ答申するものでありますが、市はこの答申に基づき、なお一層福祉の推進を図られることを待望するものです。

平成28年5月26日

羽村市福祉施策審議会

会長 川村孝俊

Ⅱ 審議事項について

羽村市福祉施策審議会の所掌事項については、羽村市福祉施策審議会条例第2条の規定により、児童福祉施策に関する事、高齢者福祉施策に関する事、障害者福祉施策に関する事、その他の福祉施策に関する事について調査及び審議し、答申することとなっている。

このうち、児童福祉施策に関する事については、平成25年7月に制定された羽村市子ども・子育て会議条例の規定により、羽村市子ども・子育て会議において審議されることとなった。

また、本審議会では、国の法律及び制度に基づく施策は審議対象として馴染まないため、当市の独自施策及び事業のうち、市民の意見を求めたうえで課題の解決を図ることが必要な施策が審議対象となる。

このことから、当市の独自施策のうち、高齢者施策及び障害者施策について、本審議会では取り扱うこととし、高齢者施策については、高齢化の進展に伴い、現行の実施方法では継続が困難と予測される事業及び、今後重要性が増大すると思われる施策について、また、障害者施策については、所得要件等を加味せず一律に給付を行っている事業について審議することとした。

具体的な審議事項については、下記のとおりである。

- 1 敬老のつどいについて
- 2 敬老祝金の支給について
- 3 ひとり暮らし高齢者施策について
- 4 難病患者福祉手当について

Ⅲ 各福祉施策の現状と課題

1 敬老のつどいについて

(1) 現状

本事業は、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うことを目的として、昭和 41 年から実施しているもので、市内を 4 地区に分け 4 回構成で実施している。

参加対象者の年齢については、平成 18 年度まで 70 歳以上であったが、高齢者人口の急激な増加が見込まれたことから、平成 19 年度より 2 年に 1 歳ずつ引き上げ、最終的に 75 歳以上とすることとし、平成 27 年度より対象年齢が 75 歳以上となったところである。

なお、開催に当たっては、会場から比較的遠方に居住する方に配慮し、送迎バスを運行している。

(2) 課題

平成 27 年度以降、対象年齢を 75 歳以上としているが、75 歳以上の高齢者人口は、今後も毎年増加すると推計している。現行のまま実施していくと、近い将来、来場者数が会場の収容能力を超えることが予想されることから、敬老のつどい事業について総合的に検討する必要がある。

2 敬老祝金の支給について

(1) 現状

本事業は、高齢者を敬愛し長寿を祝う目的で、節目年齢の方に祝金等を支給するものである。平成 18 年度の福祉施策審議会の答申を受け、70 歳及び 95 歳の支給を廃止し、一般的な長寿の祝いの節目と考えられる 77 歳、88 歳、99 歳及び 100 歳を迎えられた方に支給してきたものである。事業費の面では、高齢者人口の増加や平均寿命の伸長により敬老金の支給総額が上昇することが見込まれる。

また、当市では 99 歳の方に祝金 3 万円を支給し、翌年には 100 歳の褒賞金として 5 万円を支給しているが、近隣他市では支給額を当市よりも低く設定する一方で、100 歳以上の方に継続して支給している例もある。

(2) 課題

本事業を継続して実施できる制度とするため、支給年齢や支給額について検討する必要がある。

3 ひとり暮らし高齢者施策について

(1) 現状

当市においては、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯等を対象とした施策として、高齢者の見守り活動として、緊急通報システム事業、友愛訪問員活

動、高齢者福祉電話事業及び配食サービス事業、生きがいづくりや社会参加の促進策として、「ほほえみ食事会」の開催や、老人クラブ活動への支援、防災対策として、家具転倒防止器具給付事業や、火災安全システム事業などの事業を実施している。

また、本市では、毎年、市内在住の満 70 歳以上の高齢者を対象として高齢者実態調査を行い、現状把握に努めており、民生委員や友愛訪問員による、訪問による見守り活動につなげている。

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた自宅や地域で生活できるように、必要な介護サービスや福祉サービス、その他、日常生活支援などについての総合的な相談支援を行っている。また、町内会や老人クラブ、小地域ネットワークなどにおいては、地域ごとにさまざまな活動が行われ、高齢者が集える場が設けられている。

(2) 課題

本市では、「ひとり暮らし」を対象とした事業を多岐にわたり実施しているが、特に高齢者の見守りなど、地域の中でどのように支えていくかについて、様々な視点から検討する必要がある。

4 難病患者福祉手当について

(1) 現状

本事業は、難病にり患した方の生活不安を軽減し、福祉の増進を図ることを目的として福祉手当を支給している。現行の制度は、月額 7,500 円を助成し、所得制限や他手当との併給制限などの規定は設けていない。

近隣他市においては、障害者総合支援法により難病等が新たに障害者の定義に追加され、障害福祉サービスの対象となるなど難病支援の仕組みが変わる中、難病手当給付の検討を行い、所得制限を始めとする受給資格の制限や手当額の変更、あるいは廃止などの見直しを行っている。

難病指定の疾病数は、平成 25 年度の 82 疾病から平成 27 年度には 306 疾病と急激に増加している。本市の受給者数も、平成 25 年度の 538 人から平成 26 年度には 546 人と増加している。

25 市の状況は、2 市が実施しておらず、助成額は 3,800 円から 12,000 円まであり、5,000 円から 7,000 円が多く、ほとんどの市が所得制限や併給制限を設けている。

(2) 課題

本市における本事業は昭和 57 年以来制度改正されておらず、時代の変化に対応できているかを含め検討する必要がある。

IV 結論

1 敬老のつどいについて

継続して実施すべきである。

対象年齢を引き上げることなく、たくさんの方に参加していただくため、回数を増やして実施すべきである。

本事業は、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し長寿を祝うことを目的として、昭和 41 年から実施しており、高齢者が身近な場所で芸能を楽しむことができる事業として、多くの方に喜ばれながら、平成 28 年度で 50 回を迎える事業である。

そのような中で、高齢化の進展に伴い参加対象者の年齢について、後期高齢者年齢を目途として、平成 19 年度より 2 年に 1 歳引き上げ、平成 27 年度より対象年齢が 75 歳以上となったものである。

後期高齢者人口は、今後も増加を続けることが予想されているが、高齢者の長寿を祝い、生きがいに繋がる事業として継続するためには、来場者数の年齢構成等を考慮しても、参加対象年齢は 75 歳を一定の区切りとすることが相当である。

そのため、平成 28 年度以降の開催については、式典・講演の開催回と、その回の参加対象となる地区の参加率を考慮して実施するなど、開催方法の工夫により現状の開催を維持しながら、将来的には、1 日 5 回開催や、2 日間開催などの方法により実施すべきである。

また、参加対象年齢 75 歳以上を堅持し、多くの方に楽しんでいただくためには、開催回数が増も考慮しなくてはならないため、記念品については廃止することについても検討すべきである。

2 敬老祝金の支給について

継続して実施すべきである。

市民全体で高齢者の長寿をお祝いし、継続的に実施していくため、近隣他市の状況も加味しながら、支給額及び支給時期等の改定をすべきである。

本事業は、高齢者を敬愛し長寿を祝う目的で、節目年齢の方に祝金等を支給するものである。

祝金等の支給を通じて、家族を含めた市民全体で高齢者の長寿をお祝いするため、今後も継続して実施していくことが必要である。

一方、他市における敬老祝金等の状況を見ると、当市と同様な節目年齢に

よる支給が多くなっているが、当市においては支給額の設定が他市に比べて手厚いものとなっている。

長続きできる制度とするためにも、支給額について、他市の状況等を参考に改定すべきである。

また、現行では行っていない100歳以上の方についても、広くお祝いをする観点から、経費をかけない方法も含め、何らかのお祝いを検討すべきである。

また、市民全体でお祝いをするためにも、お祝いについて広く市民にお知らせしていくべきである。

3 ひとり暮らし高齢者施策について

地域と連携したきめ細かなサービスを、これからも包括的に推進していくべきである。

なお、福祉サービス等の周知方法をさらに充実していくべきである。

当市においては、ひとり暮らし及び高齢者のみの世帯等を対象とした施策として、高齢者の見守り活動（緊急通報システム事業、友愛訪問員活動、高齢者福祉電話事業及び配食サービス事業）、生きがいつくりや社会参加の促進策（「ほほえみ食事会」の開催、老人クラブ活動への支援）、防災対策（家具転倒防止器具給付事業、火災安全システム事業）などの事業を実施している。

このような、多岐にわたるひとり暮らし高齢者の見守り施策を、今後も、地域との連携を図りながら、包括的に推進するべきである。

また、それぞれの事業について、高齢者が必要な時に必要とするサービスを利用することが出来るような仕組みを作っていくことが必要である。

各事業の情報を、高齢者の特質に配慮しながら、より分かりやすく広報、周知を図ること、さらに、サービスの利用については利用者の申し出に基づくことを基本としながら、民生児童委員や友愛訪問員、地域における活動など、ひとり暮らし高齢者のニーズを拾い上げる仕組みを充実し、深めていくことが重要である。

4 難病患者福祉手当について

継続して実施すべきである。

事業を継続するに当たり、制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、所得制限、併給制限等の支給要件を設定すべきである。

本事業は、難病にり患した方の生活不安を軽減し、福祉の増進を図ることを

目的として福祉手当を支給しているものである。難病に指定される疾病数が増加したことに伴い、手当の対象となる疾病の追加はなされているが、支給要件等については事業開始時から変更がないまま制限なく給付が継続されている状況にある。

心身障害者福祉手当等の支給や、障害者への各種助成制度では、一定基準の所得を超過している方や施設に入所されている方は対象とならないなど支給要件がある。また、他市の難病手当については、心身障害者福祉手当との併給制限や、所得制限、施設入所者への支給は行わないなど多くが要件を設けている。

本事業は、難病にり患していることで一律に給付し、高額所得者に対しても助成している形となっており、他の制度との整合性及び公平性を図る観点から、所得制限や併給制限等を設定する必要があるとの結論に達した。

